

被爆者の子に対する医療費助成に関するマイナンバー制度のお知らせ

＜被爆者の子に対する医療費助成制度におけるマイナンバーの利用について＞

- 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（いわゆるマイナンバー法）及びマイナンバーの独自利用に関する都条例の規定により、被爆者の子に対する医療費助成制度において、マイナンバーを利用することができることとなりました。これに基づき、マイナ保険証をお持ちの方は、**被爆者の子に対する医療費助成の新規（更新）申請時にマイナンバーを御記載・御提出いただくことで、申請に必要な添付書類の一部（医療保険の資格が確認できる書類）を省略することができます。**
- 被爆者の子に対する医療費助成制度では、東京都がマイナンバーを利用して、当該者の医療保険の資格情報を保険者に照会し、回答を得た情報に基づき医療費助成認定申請の資格要件の確認に利用する予定です（これを「情報連携」といいます）。
- 情報連携で資格要件を確認する場合は、**確認に1か月ほど要するため、医療券の発行までにその分のお時間をいただきます。**なお、医療費の有効期間は、申請書類を区市町村の窓口又は東京都疾病対策課で受け付けた月の初日からとなります（従来どおりとなります）。
- **情報連携を希望しない場合は、マイナンバーの御記載・御提出は不要です。**申請に必要な添付書類（医療保険の資格が確認できる書類）をご提出ください。
- 情報連携は、セキュリティ措置がなされた専用のネットワークシステムを使用して行われます。

＜マイナンバーの確認と身元確認について＞

- （１）マイナンバーを記載した被爆者の子に対する医療費助成申請書を受け付ける際には、マイナンバー法の規定により、**申請者の①マイナンバーの確認と②身元確認（代理申請の場合は代理人の方も含む）**が義務付けられています。
下記の①及び②の書類を申請時に区市町村の申請窓口に御持参のうえ御提示ください。

①マイナンバーの確認に必要な書類（具体例）

マイナンバーカード、通知カード

②身元確認に必要な書類（具体例）以下のA又はB

- A **本人の顔写真が掲載されている**官公署の発行した証又はそれに類するもの
マイナンバーカード、運転免許証（経歴証明書でも可）、旅券（パスポート）、在留カード、特別永住者証明書、身体障害者手帳 等のうち**いずれか1つ**
- B 上記Aの証の提示が困難な場合
健康診断受診票、マル都医療券、資格確認証、年金手帳、児童扶養手当調書 等のうち**いずれか2つ**

- （２）代理人の方が申請手続される場合には、上記の書類に加え、次の書類も必要となります。

◇法定代理人の場合：戸籍謄本、後見に関する登記事項証明書等の法定代理人であることを証する書類

◇任意代理人の場合：委 任 状（裏面の委任状を御利用ください。）

※ここでの法定代理人とは、成年後見人等のことです。

- （３）郵送にて提出する場合は、マイナンバーカードの写し（表面及び裏面）を添付してください。

お問合せ先

【被爆者の子に対する医療費助成制度に関すること】

東京都保健医療局保健政策部疾病対策課被爆者援護担当

03-5320-4473

9時～17時30分（土日祝日・年末年始を除く）

【マイナンバーカード・通知カードに関すること】

お住まいの区市町村

切り取り線

以下の委任状は、代理人の方（法定代理人を除く。）が申請される場合に御提出ください。

委 任 状

代理人住所：

代理人氏名：

私は、上記のものを代理人と定め、下記の申請手続を委任します。

記

委任事項：医療費助成認定申請書の提出に関する手続

令和 年 月 日

委任者（申請者ご本人）住所：

委任者（申請者ご本人）氏名：

印 （※）

（※）自筆の署名もしくは押印のこと